

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公表番号】特表2017-528425(P2017-528425A)
 【公表日】平成29年9月28日(2017.9.28)
 【年通号数】公開・登録公報2017-037
 【出願番号】特願2017-501406(P2017-501406)
 【国際特許分類】

C 0 7 D 313/00 (2006.01)
 C 0 7 D 313/18 (2006.01)
 A 6 1 K 31/335 (2006.01)
 A 6 1 P 31/04 (2006.01)
 A 6 1 K 35/74 (2015.01)
 A 6 1 K 8/49 (2006.01)
 A 6 1 P 19/00 (2006.01)
 C 1 2 P 1/02 (2006.01)

【 F I 】

C 0 7 D 313/00 C S P
 C 0 7 D 313/18
 A 6 1 K 31/335
 A 6 1 P 31/04
 A 6 1 K 35/74 E
 A 6 1 K 8/49
 A 6 1 P 19/00
 C 1 2 P 1/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月6日(2018.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

単一の(E)-7-ヒドロキシ-4-オキソ-ヘプタ-2-エン酸を含むラクトン環を含む、化合物。

【請求項2】

前記環状構造が、置換されていないか、又はハロゲン、アルキル、アルケニル、アルキニル、アリール、アミノ、ヒドロキシル、アルコキシ、アシル、アシルオキシ、カルバモイル、シアノ、及びニトロから選択された1つ若しくは複数の置換基で置換された、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

(E)-7-ヒドロキシ-4-オキソ-オクタ-2-エン酸ラクトンである、請求項1又は2に記載の化合物。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか一項に記載の化合物及び薬学的に許容される担体を含む、医薬組成物。

【請求項5】

薬剤として使用するための請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の化合物又は請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 6】

微生物感染の処置に使用するための請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の化合物又は請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記微生物感染が細菌感染である、請求項 6 に記載の使用のための化合物又は組成物。

【請求項 8】

前記細菌感染が多剤耐性細菌による感染である、請求項 7 に記載の使用のための化合物又は組成物。

【請求項 9】

前記細菌感染がグラム陽性菌による感染である、請求項 7 又は 8 に記載の使用のための化合物若しくは組成物。

【請求項 10】

前記グラム陽性菌がメチシリン耐性ブドウ球菌 (*Staphylococcus*)、好ましくはメチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (*Staphylococcus aureus*) である、請求項 9 に記載の使用のための化合物又は組成物。

【請求項 11】

a) 真菌ファミリープレオスポラ科 (*Pleosporaceae*)、好ましくはウロクラジウム (*Urocladium*) 属の真菌を前記化合物の産生を助長する培地で培養するステップと、b) 任意選択で、前記化合物を回収するステップとを含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の化合物を産生する方法。

【請求項 12】

前記真菌が 30 未満の温度で培養され、及び / 又は前記化合物が溶媒抽出により回収されて、好ましくは前記溶媒が酢酸エチルである、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

美容用途で、又は消毒剤として使用するための、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の化合物を含む組成物。